令和４年　２月　１日

従　業　員　各位

育 栄 管 財 株 式 会 社

代表取締役　　月　舘　　学

通　達

毎日の業務ご苦労様です。

この度、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に基づき、**２月１日～２月２８日まで３３都道府県（※参照。但し、青森県を除く。）への移動は原則禁止**と致します。

なお、感染の再拡大を防止する観点から、引き続き個別の感染予防対策の徹底をしてください。今後の対策の緩和については段階的に行い、感染の再拡大が見られる場合には、速やかに効果的で強い感染対策等を講じることと致します。

なお、**他県をまたぐ移動については、下記のとおり事前に届出書及び行動予定を育栄管財㈱総務課まで提出**することとします。

記

**【他県をまたぐ移動の際の総務課への提出書類について】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 書式・内容 | |
| **●他県をまたぐ**  **移動届出書** | 総務課指定書式の届出書（有給届と同一の届出書） | |
| **●行動予定書** | 1.業務上の移動 | 日時、目的地、場所、業務行動内容等を記載した書面の提出 |
| 2.個人用件の移動 | プライバシー保護の観点から支障のない範疇で行動予定を記した書面を提出のこと。書式は任意。 |

※上記、届出書の提出を怠り、他県をまたぐ移動が判明した場合には、各社就業規則に基づく違背行為とみなされ、係る措置が適用される場合がある事にご留意ください。

　今後も感染状況を判断し、移動を制限する場合があります。帰省や旅行など他県をまたぐ移動に際しては、基本的な感染防止策を徹底するようにして下さい。

なお、**他県をまたぐ移動があった場合には、移動地域の感染動向や行動内容に応じ帰省後に数日間の自宅待機を下表に示したとおり命じる場合があります。**

**【自宅待機日数の目安について】**

|  |  |
| --- | --- |
| 移動地域・ワクチン接種種別 | 自宅待機日数 |
| ※北海道、山形県、福島県、群馬県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、長崎県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県への移動。合計３３都道府県。 | １０日間 |
| ●上記地域以外への移動 | ５～７日間 |
| ●ワクチンの未接種者（２回未満含む） | ２週間程度 |
| ●ワクチンの３回目接種済み者 | ３日間 |

また、いかなる事情があったとしても、**会食・会合等は、大人数でなくても感染リスクが高まるので控えて下さい。**

　以　上